

2025年3月7日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号  
東急リアル・エステート投資法人  
代表者名  
執行役員 木村良孝  
(コード番号8957)

資産運用会社名  
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役執行役員社長 木村良孝  
問合せ先  
財務・IR部長 清水裕司  
TEL.03-5428-5828

### 役員選任に関するお知らせ

本投資法人は本日開催の投資法人役員会において、役員選任に関し、2025年4月18日に開催する本投資法人の投資主総会に付議することを決議しましたので下記の通りお知らせいたします。

なお、下記の役員選任は、当該投資主総会において決議されることを停止条件といたします。

#### 記

##### 1. 役員選任について

執行役員木村良孝、監督役員近藤丸人及び相川高志は、2025年4月30日をもって任期満了となりますので、2025年4月18日に開催される本投資法人の投資主総会に、執行役員1名（候補者：佐々木桃子）及び監督役員2名（候補者：相川高志、松本美奈子）の選任について、議案を提出いたします。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名（候補者：井上泰助）の選任について、議案を提出いたします。

なお、詳細の内容については、添付資料「第12回投資主総会招集ご通知」5～8ページをご参照ください。

##### 2. 投資主総会等の日程

2025年3月7日 投資主総会提出議案の役員会決議  
2025年3月24日 投資主総会招集通知の発送（予定）  
2025年4月18日 投資主総会（予定）

以 上

<添付資料>

- ・第12回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8957)  
(発信日) 2025年3月24日  
(電子提供措置の開始日) 2025年3月24日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号  
**東急リアル・エステート投資法人**  
執行役員 木村 良孝

## 第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東急リアル・エステート投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご記載いただき、2025年4月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条において「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日、ご出席いただかず、かつ、議決権行使書面による議決権のご行使をいただけない投資主様につきましては、本投資法人規約第15条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定により議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3. 前2項の規定は、(1) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(2) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
  - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
  - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
  - (3) 解散
  - (4) 投資口の併合
  - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
  - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年4月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号  
セルリアンタワー東急ホテル  
（地下2階 ボールルーム）  
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 本投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 執行役員1名選任の件
- 第2号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件

### 4. その他招集にあたっての決定事項

本投資主総会当日、代理人により議決権をご行使いただく場合、議決権を有する他の投資主様1名に委任することができます。この場合、投資主様ご本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。

議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案に対し、賛否又は棄権のいずれの記載もない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

### 5. 電子提供措置に関する事項

本投資法人は、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下の本投資法人ウェブサイト「第12回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト <https://www.tokyu-reit.co.jp/ir/meeting>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

以上

◎本投資主総会に当日ご出席の際は、**お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。**

◎電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎当日は、**本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を受託する資産運用会社である東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。**

なお、本投資法人の2025年1月期に関する決算資料は、本投資法人のウェブサイト（※）にてご覧いただくことができます。

◎各議案の決議結果につきましては、本投資主総会当日に本投資法人のウェブサイト（※）に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

※ <https://www.tokyu-reit.co.jp/>

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 執行役員1名選任の件

執行役員木村良孝は、2025年4月30日をもって任期満了となりますので、2025年5月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、2025年5月1日より2年とします。

なお、本議案は、2025年3月7日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	主 要 略 歴
さ さ き もも こ 佐 々 木 桃 子 (1970年3月9日生)	1992年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) 入社 交通事業本部 鉄道部
	1992年 6月 同 人事部 株式会社東急ケーブルテレビジョン (現 イッツ・コミュニケーションズ株式会社) 派遣
	1992年11月 同 都市開発本部 生活情報事業部 計画部
	1993年 7月 同 ビル事業部 計画部
	1996年10月 東急ワイ・エム・エムプロパティーズ株式会社 出向
	2000年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) 連結経営委員会
	2000年 7月 同 コーポレート統括本部 グループ政策室
	2001年 7月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 資産運用部 マネジャー
	2007年11月 同 資産運用部 シニアマネジャー
	2009年 4月 同 資産運用第二部長
	2011年 6月 同 執行役員資産運用第二部長
	2014年 4月 同 取締役執行役員資産運用第二部長
	2015年 5月 同 取締役常務執行役員資産運用第二部長
	2015年11月 同 取締役常務執行役員経営企画・IR担当
	2016年 4月 東京急行電鉄株式会社(※) 都市創造本部 運営事業部 営業三部 統括部長
	2018年 4月 同 都市創造本部 運営事業部 営業一部 統括部長
	2020年 4月 株式会社東急モールズデベロップメント 出向 常務取締役
	2020年 6月 同 常務執行役員
	2022年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員
	2025年 3月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役執行役員副社長 (現在に至る)

(※)東京急行電鉄株式会社は2019年9月2日付で、東急株式会社に商号変更しています。

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、資産運用会社の代表取締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

## 第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の規定により、第1号議案における執行役員の任期が満了する2027年4月30日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案は、2025年3月7日開催の本投資法人の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
いの うえ たい すけ 井 上 泰 助 (1974年3月18日生)	1999年11月 株式会社国土評価研究所 入社
	2005年 4月 モルガン・スタンレー証券会社 入社 証券化商品部
	2007年 1月 同 証券化商品部 ヴァイスプレジデント
	2008年11月 東京急行電鉄株式会社(※) 入社 開発事業本部 事業統括部 事業推進部
	2011年 4月 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 資産開発部 マネジャー
	2011年10月 同 資産運用第一部 マネジャー
	2014年 5月 同 資産運用第一部 シニアマネジャー
	2014年 8月 同 資産運用第一部長
	2016年 8月 同 資産運用部長
	2022年 6月 同 執行役員 資産運用部長
2023年 5月 同 取締役執行役員 資産運用部長(現在に至る)	

(※)東京急行電鉄株式会社は2019年9月2日付で、東急株式会社に商号変更しています。

・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、資産運用会社の持投資口会を利用することにより、2025年1月末日時点で0口(1口未満切捨て)所有しております。

上記補欠執行役員候補者は、現在、資産運用会社の取締役執行役員資産運用部長であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

・本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。



### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員近藤丸人及び相川高志は、2025年4月30日をもって任期満了となりますので、2025年5月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において監督役員の任期は、本投資法人現行規約の定めにより、2025年5月1日より2年とします。

また、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本投資法人現行規約の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要であるとされています。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
1	あいかわたかし 相川高志 (1970年4月22日生)	1997年11月 城東監査法人 入所 2001年 3月 新創監査法人 入所 2003年 4月 公認会計士開業登録 (現在に至る) 2015年 4月 新創監査法人 代表社員 (現在に至る) 2021年 1月 正栄食品工業株式会社 社外監査役 (現在に至る) 2021年 5月 本投資法人 監督役員 (現在に至る)
2	まつもとみなこ 松本美奈子 (1974年2月17日生)	2007年 12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) (現在に至る) 近藤丸人法律事務所 入所 (現在に至る)

- ・上記監督役員候補者両名は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、執行役員及び監督役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。上記候補者のうち相川高志は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。上記候補者のうち松本美奈子が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定であります。

## 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条第1項による「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

また、本投資法人規約第15条第3項が適用される第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、2025年3月7日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2025年3月7日から2週間以内に少数投資主から第1号議案から第3号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から第1号議案から第3号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人のウェブサイト (<https://www.tokyu-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上

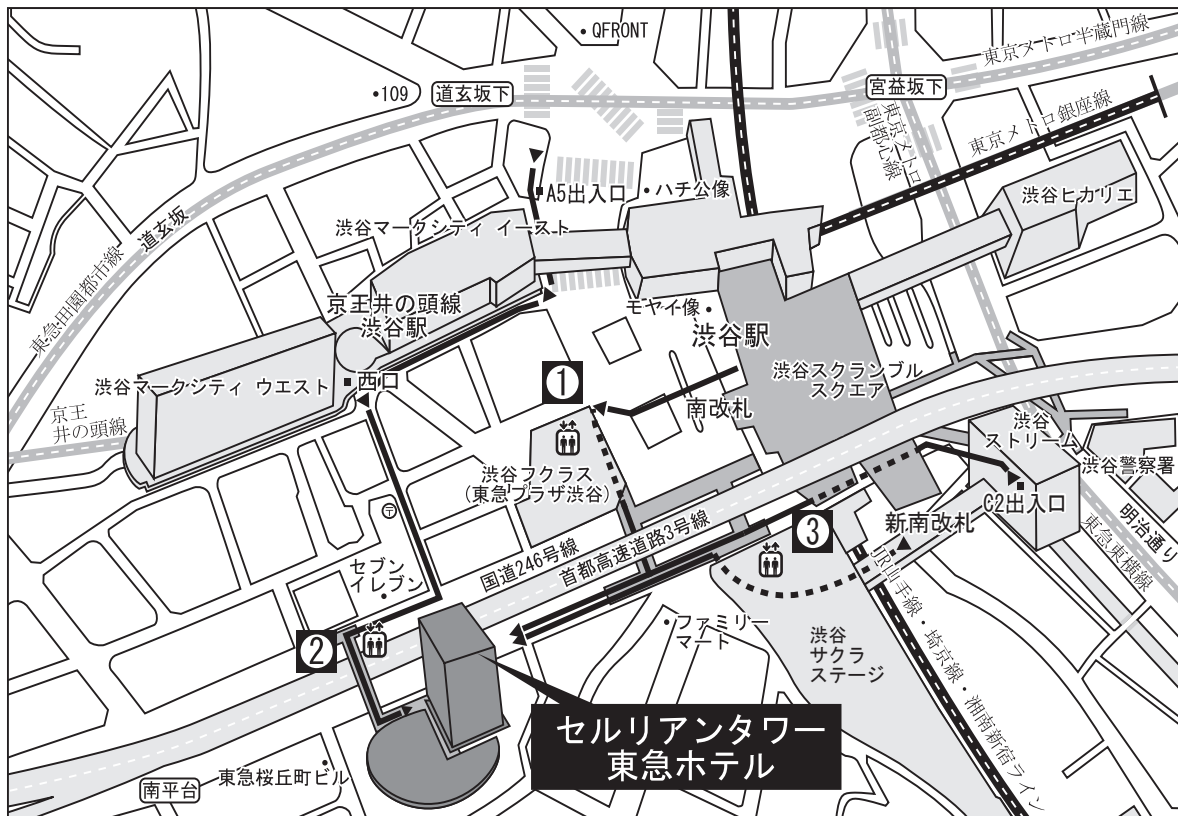




## 投資主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム



※はエレベーターを表しています。

### 交通のご案内

J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン（南改札又は新南改札）

東急田園都市線・東京メトロ半蔵門線・東急東横線・東京メトロ副都心線（A5・C2出入口）／東京メトロ銀座線／京王井の頭線（西口）

- ・渋谷駅方面からお越しの方は、**①**渋谷フクラス（東急プラザ渋谷）より国道246号線に架かる歩道橋又は**②**首都高速道路3号線に架かる歩道橋をご利用いただくか、**③**渋谷サクラステージ内より国道246号線に沿ってお進みください。
- ・車椅子をご使用の方や、お身体の不自由な方で、お車でのご来場が必要である際には、国道246号線側の車寄せ入口をご利用ください。
- ・会場に関してご不明な点がございましたら、下記窓口までご遠慮なくお問い合わせください。

セルリアンタワー東急ホテル（代表）03-3476-3000